

山口市再犯防止推進シンポジウム

令和5年10月31日（火）

13：30～16：30

セントコア山口 2階 サファイア

—山口市・山口市再犯防止推進協議会—

目 次

次第	1
講師プロフィール	2
山口市における再犯防止の取組について	4
インクルーシブ社会の実現に向けて	18
検察庁での再犯防止の取組	24
山口刑務所における再犯防止の取組について	28
更生保護における再犯防止推進と地域による包摂を考える	38

「山口市再犯防止推進シンポジウム」次 第

1. 開会挨拶（13：30～13：35）
山口市長 伊藤 和貴
2. 取組説明（13：35～13：55）
山口市における再犯防止の取組について
山口市健康福祉部地域福祉課 主任主事 野村 直己
3. 基調講演（14：00～15：00）
演題「インクルーシブ社会の実現に向けて」
講師 社会福祉法人 恩賜財団 済生会 理事長 炭谷 茂氏

～休憩～

4. パネルディスカッション（15：15～16：25）
◇パネリスト
山口地方検察庁 検事 塩野 正樹氏
山口刑務所 首席矯正処遇官 小田 友和氏
山口保護観察所 企画調整課長 飯塚 華朋氏
◇コーディネーター
保護司会山口保護区山口支部 常務理事 篠原 栄二氏
5. 閉会挨拶（16：25～16：30）
山口市再犯防止推進協議会 会長 福永 俊明

講師プロフィール

炭谷 茂（すみたに しげる）

社会福祉法人 恩賜財団 済生会 理事長

1946年富山県高岡市生まれ。1969年東京大学法学部卒業後、厚生省（当時）に入る。厚生省社会・援護局長、環境省官房長、地球環境局長、総合環境政策局長等を経て、2003年7月環境事務次官に就任、2006年9月退任。現在恩賜財団済生会理事長、日本障害者リハビリテーション協会会長、中国残留孤児援護基金理事長、環境福祉学会会長、富山国際大学客員教授、ソーシャルファームジャパン理事長等を務める。

国家公務員在職中から一個人として障害者、ホームレス、刑務所出所者などの就労支援、貧困地域のまちづくりなど社会貢献活動に従事している。

主な著書に「私の人権行政論」（解放出版社）、「環境福祉学の理論と実践」（編著）（環境新聞社）、「社会福祉の原理と課題」（社会保険研究所）

山口市における再犯防止の取組について

山口市健康福祉部地域福祉課

主任主事 野村 直己

1 山口市再犯防止推進計画について

(1) 計画策定の経緯等

平成28年12月	再犯の防止等の推進に関する法律が施行
平成29年12月	再犯防止推進計画が閣議決定
平成31年 3月	山口県再犯防止推進計画策定
令和 2年 3月	山口市再犯防止推進計画策定
令和 3年 7月	令和3年度山口市再犯防止推進協議会開催
令和 4年 7月	令和4年度山口市再犯防止推進協議会開催
令和 5年 3月	第二次再犯防止推進計画が閣議決定
令和 5年 7月	令和5年度山口市再犯防止推進協議会開催

(2) 計画の概要

【計画策定の趣旨】

刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方、検挙人員に占める再犯者率が約50%に及ぶなど、安心安全に暮らせる地域社会の実現に向け、再犯をどのように防ぐかが重要課題となっている。

こうした中、再犯の防止等の推進に関する法律において、地域の実情に応じた施策の策定及び実施の責務が明示され、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされた。

そこで、犯罪をした人等の立ち直りを支援することにより、あらゆる人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「**地域共生社会**」の実現を目指し、本計画を策定する。

【計画の位置付け】

法第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」

【計画期間】

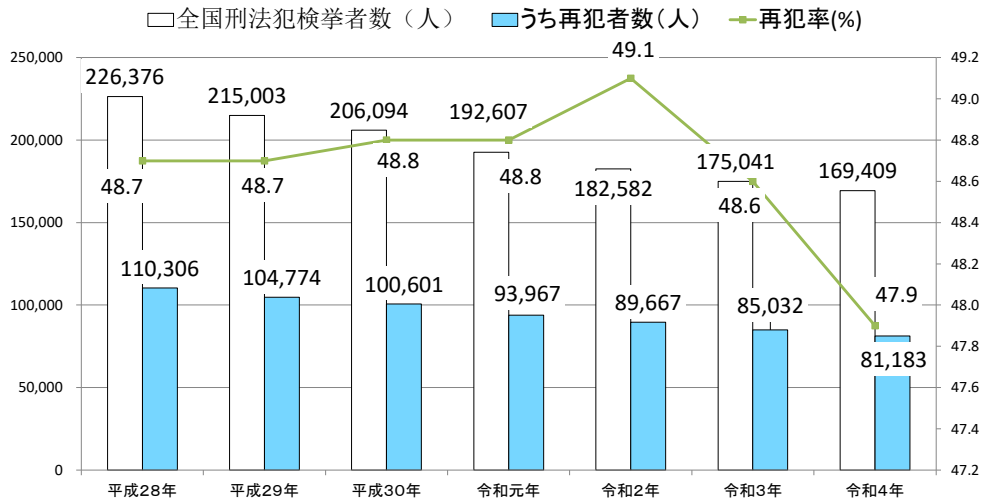
5年間(令和2年度から令和6年度まで)

2

(3) 再犯防止をとりまく状況について

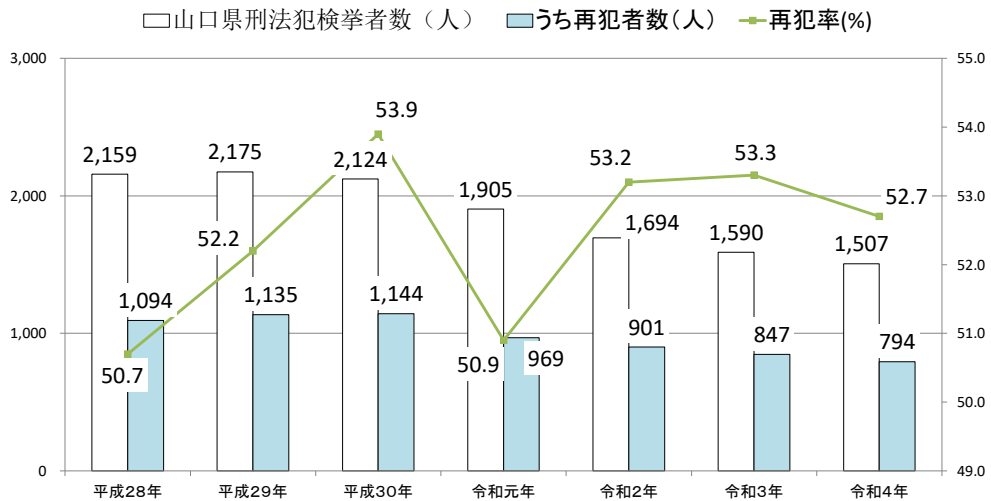
3

◆全国刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率(平成28年～令和4年)



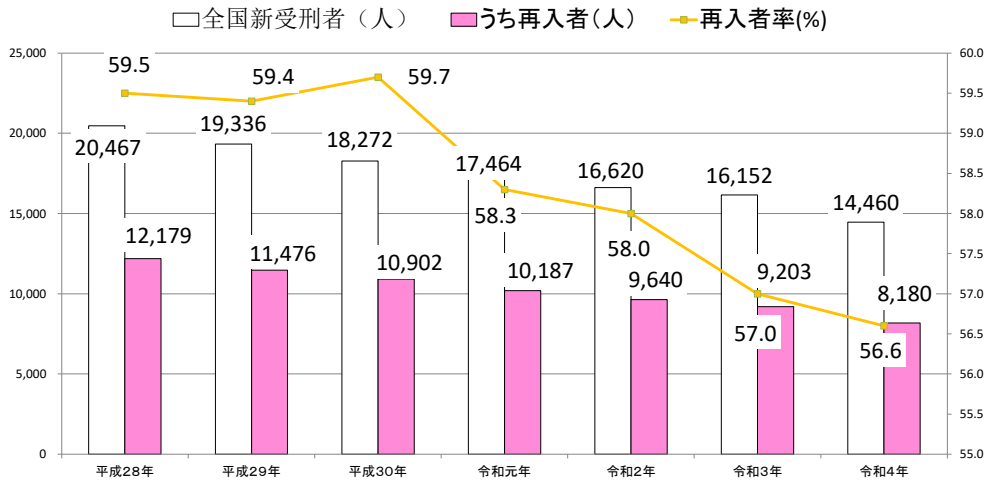
4

◆山口県刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率(平成28年～令和4年)



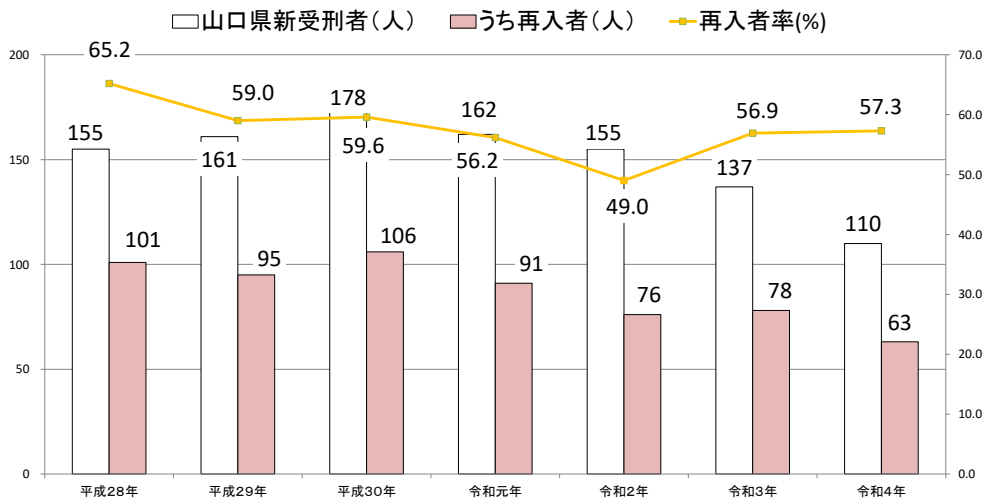
5

◆全国新受刑者中の再入者数及び再入者率(平成28年～令和4年)



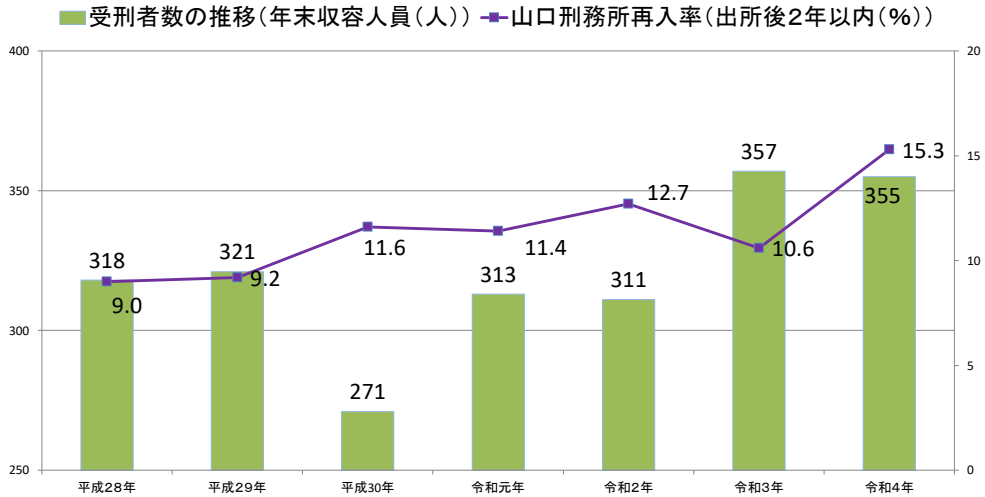
6

◆山口県新受刑者中の再入者数及び再入者率(平成28年～令和4年)



7

◆山口刑務所の受刑者数及び再入率(平成28年～令和4年)



8

(4)取組の推進

【基本的な考え方】

本計画は、取り組み内容を具体的かつ実効性のあるものとなるよう努め、また、関係機関と連携を図ることで、犯罪を犯した人等の特性及び地域の実情に応じた相談支援体制の構築に取り組むこととしている。

【取組の重点項目】

犯罪を犯した人等の立ち直り支援し、誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて6つの取組を重点的に推進する。

①「広報啓発」	社会を明るくする運動の推進をはじめとする広報啓発
②「就労支援」	関係機関と連携し犯罪を犯した人等の就労支援
③「居住支援」	関係機関と連携し出所者の住居確保
④「生活支援」	困窮者に対する貸付や生活保護等による支援 関係機関による福祉サービスの利用調整
⑤「学校等と連携した就学支援等」	更生保護関係団体と学校等との連携強化 地域協育ネットや山口市家庭教育支援チームの取組の推進
⑥「関係機関・団体等とのネットワーク構築」	犯罪を犯した人等の個別事案に関する情報共有 他の会議体との連携によるネットワークの構築

9

(5) 計画の推進

【山口市再犯防止推進協議会による評価、部会の設置等】

再犯防止に向けた取組を推進し、また、取組に対する評価・検証を行うため、関係団体や専門家の方々等による「**山口市再犯防止推進協議会**」を設置し、本計画の効果的な推進を図っていく。

【構成団体】

山口地方検察庁	山口刑務所	山口少年鑑別所
山口保護観察所	山口公共職業安定所	山口県弁護士会
山口市社会福祉協議会	山口市民生委員児童委員協議会	障害者就業・生活支援センター
生活困窮者自立相談支援機関	基幹型地域包括支援センター	障がい者基幹相談支援センター
更生保護法人山口更生保護会	山口保護区保護司会	山口地区更生保護女性会
山口人権擁護委員協議会	山口市青少年健全育成市民会議	山口商工会議所
山口圏域生活支援協議会	山口市教育委員会	

10

山口市再犯防止推進協議会



11

2 取組の実施(市計画の重点項目)

①「広報・啓発」

○社会を明るくする運動の推進

○研修、講演会等の開催

○市報、市ウェブサイト等による広報

○矯正展等への協力

○広域的な活動の検討



更生保護イメージキャラクター
更生ペンギンの「ホゴちゃん」

12

社会を明るくする運動の推進



啓発パレード

ふれあいと対話が築く明るい社会

毎年7月は
「社会を明るくする運動」-犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のオカリー-
青少年の非行・被害防止全国強固月間です
この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について
理解を深め、実行の自覚にあって力を合わせる。犯罪や非行のない地域社会を築くこ
とを全国共同の目標とする。多発した人学非行に陥った青少年の更生を支えるため、国境に情報と協力の輪を駆け
まわす。
主幹 法務省・内閣府

募金の協力をお願いについて

山口市では、
啓発活動を行うとともに、啓発の啓発活動を実施いたします。市民の皆さん
のご理解とご協力を期待いたします。
ご協力いただいた貴会は、更生保護事業にご協力されている団体の活
動補助や啓発活動の経費として活用させていただきます。
なお、令和4年度にご協力いただいた貴会は、前年度実績との利息を合わせ
て、2月1日、9日返付でした。返付内容は下表のようになっております。
ご返金ありがとうございます。

令和4年度募金の支出内訳	
社会福祉推進費	826,296円
次年度活動準備費	123,721円
全国統一の啓発費	3,294,497円
山口県更生保護協会	(1,443,422円)
山口県更生保護協会	(458,007円)
山口県更生保護協会	(340,298円)
山口県更生保護協会	(240,298円)
山口県更生保護協会	(300,000円)
山口県更生保護協会	(287,094円)
山口県更生保護協会	(246,147円)
山口県更生保護協会	(154,147円)
山口県更生保護協会	(28,867円)
計	4,291,493円

「社会を明るくする運動」-犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のオカリー-山口県連合会
事務局：山口県立支援 地域福祉課 083-924-2790

啓発チラシ

【募金配分団体】

山口保護区保護司会	更生保護法人 山口更生保護会	更生保護女性会	山口教諭師会
山口市民生委員 児童委員協議会	山口市青少年 健全育成市民会議	山口市篤志面接委員 協議会	

13

矯正展等への協力



山口刑務所広報及び刑務所作業製品の展示

14

2 取組の実施(市計画の重点項目)

②「就労支援」

- 生活困窮者自立相談支援事業の利用促進
- 障がい者への就労支援
- ハローワークとの情報共有
- 協力雇用主の増強
- 公共調達等における優遇制度の検討

15

生活困窮者自立相談支援事業の利用促進



パーソナル・サポートセンターやまぐち

山口市では、さまざまな理由により生活課題を抱えており、仕事・暮らしについてお困りの方の経済的社会的自立に向けて、パーソナル・サポートセンターやまぐちと連携し、専任の相談支援員が寄り添いながら、支援を行っています。

R4相談件数	10,477件
「収入・生活費のこと」	約29%
「仕事探し、就職」	約17%
「病気や健康、障害」	約12%
「食べるものが無い」	約5%

16

障がい者への就労支援



デパールでの相談

就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施しています。

【登録者】	
543人 (R5. 7月時点)	
【職員体制】	
主任就業支援担当者	1名
就業支援担当者	3名
生活支援担当者	1.5名

17

2 取組の実施(市計画の重点項目)

③「居住支援」

- 更生保護施設における支援等
- 一時生活支援事業の活用
- 住居確保給付金の支給
- 自立準備ホームにおける支援
- 民間賃貸住宅への入居支援の検討
- 市営住宅への入居条件緩和等の検討

18

更生保護施設における支援等

ひまわり寮



犯罪をした人又は非行のある少年のうち、身寄りのない人、又は身寄りがあっても引き受けてもらえない人、更には交友関係の是正など犯罪や非行に陥りやすい環境を改善するという人などを受け入れ、住居と食事を提供し、基本的には就労してお金を貯め、そのお金で自立するよう指導や援助を行う施設です。

自立準備ホームにおける支援

なでしこ女子寮は、山口保護観察所から委託を受け、刑務所等の出所後の帰住先が決まらず、行き場のない人に宿泊場所、食事の提供、生活・就労指導などの自立支援を行っています。

山口地域ケアセンターの地域医療介護連携室の医療ソーシャルワーカーや看護職員、事務職員のスタッフを中心に安否確認や面談・必要に応じた生活指導を行っています。

なでしこ女子寮



19

2 取組の実施(市計画の重点項目)

④「生活支援」

- 生活相談の充実
- 福祉サービスの利用支援
- 薬物依存者等への支援



20

生活相談の充実

やまぐち「まちの福祉相談室」（通称：ふくまる相談室）は、【高齢】【障がい】【子ども】【生活困窮】などのお困りごとに、専門の相談員がさまざまな関係機関と連携して、解決に向けてお手伝いをする相談窓口です。

【実績】

相談件数：約800件 訪問件数：約200件 ※R5. 9月時点
 （「病気・健康・こころ」「収入・生活・住まい」「仕事探し・就職」など）

【開設場所】

中央地域包括支援センター	北東地域包括支援センター
北東第2地域包括支援センター	鴻南地域包括支援センター
川西地域包括支援センター	川西第2地域包括支援センター
川東地域包括支援センター	基幹型地域包括支援センター 徳地分室
基幹型地域包括支援センター 阿東分室	山口市社会福祉協議会本所



21

2 取組の実施(市計画の重点項目)

⑤「学校等と連携した修学支援等」

- 非行の未然防止

- 修学支援の充実

- 非行のある少年等への支援

- 児童虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)等の防止

22

2 取組の実施(市計画の重点項目)

⑥「関係機関・団体等とのネットワーク構築」

- 山口圏域生活支援協議会との連携

- 生活困窮者支援調整会議との連携

- 既存の会議体とのネットワーク構築

- 保護司の確保への支援

23

山口圏域生活支援協議会との連携

済生会山口地域ケアセンターを中心に、地域の生活困窮者等の医療・福祉・介護サービス等の支援を行うため、済生会山口総合病院や山口保護観察所、山口刑務所等の相談・支援等に関わる機関の職員が毎月第4月曜日に集まり、情報提供・情報共有、事例検討などを協議しています。それぞれの相談窓口だけでは解決が難しいケースについて、お互いの知恵を寄せ集めて打開策を探るような協議を重ねています。



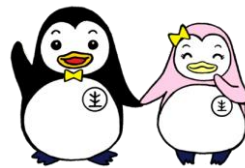
【構成団体】

済生会山口総合病院	済生会山口地域ケアセンター	済生会湯田温泉病院	山口更生保護会
山口保護観察所	山口刑務所	山口少年鑑別所	山口県弁護士会
地域生活定着支援センター	山口公共職業安定所	パーソナル・サポートセンターやまぐち	山口市社会福祉協議会
山口保護区保護司会	山口市障がい福祉課	山口市高齢福祉課・基幹型地域包括支援センター	山口市地域福祉課

24

3 今後の計画の推進

①計画の普及・啓発



②山口市再犯防止推進協議会等の連携による取組



地域共生社会の実現

25

ご清聴ありがとうございました

インクルーシブ社会の実現に向けて

恩賜財団済生会理事長
炭谷 茂

1 最近の社会問題をどのようにとらえるか

(1) 学生時代からの実践経験で認識

「福祉国家」の建設への夢を持ち続けて今日まで生きてきた。

(2) 国家公務員在職時での更生保護との関わり

- ① 旧厚生省社会援護局長 更生保護施設での生保等の取扱い
- ② 環境事務次官 都内の更新会、斉修会を訪問

(3) 以前からの問題は、改善せずに深刻化

- ① 刑務所出所者の累犯
高齢者、知的障害者、発達障害者の増加
「横浜刑務所」の訪問から
社会の受け入れの壁
平成 28 年、再犯防止推進法の制定

済生会の取り組み

大分県、熊本県、福井県、石川県、富山県で地域生活定着支援センターの受託

経験豊富なMSWの配置

大分県済生会では地元の更生保護施設にMSWを出向

平成 22 年度より「なでしこプラン」で刑務所出所者への支援

年間延べ 1 万 9 千人の健診、診療、医療相談

小樽病院、北上済生会病院、山形済生会病院等全国の多数の病院が更生保護施設で健診活動

病院職員が保護司に

平成 27 年度から山口県済生会が山口刑務所の受刑者に介護職員初

任者研修

退所後済生会の福祉施設に就職も

社会貢献活動受入事業

山形済生会病院、特養やまのべ荘が保護観察所と連携して

② そのほか障害者差別、ホームレス、同和問題等多数の問題が存在

(4) 新しい問題は常に出現

① 児童虐待の質的变化

発生数の劇的増加とともに虐待者に男性の増加、残虐性

② 孤立死、孤独死、無縁死

一人世帯の高齢者の増大

(5) 一人の人間に問題が集中する傾向 → 解決が困難

例えば 刑務所出所者

貧困、孤立、排除、疾病、障害など

2 これらの背後に存在するものに注目

(1) 社会との関係性

家族・親族、地域社会、企業のつながりの弱体化

社会的排除と孤立

(2) 貧困の増大と蓄積

平成7年より生活保護受給者は増加

高齢者、母子世帯の貧困、貧困の子供への承継

(3) 情報化社会

他人との濃密な関係を拒む傾向

3 「官」の機能の後退

(1) 職員、財政支出

ベテランソーシャルワーカーが減少

(2) 地方自治体は刑務所出所者への関心は薄い

更生保護法第2条第2項の規定

「地方自治体は、更生保護に対して必要な協力をすることができる」

再犯防止推進法で地方自治体の責務を明示

→ 今後の展開に期待

4 民間組織の動き

- (1) 福祉関係者は適切な対応をしてきたのだろうか。
刑務所出所者問題は福祉の対象と考えていない。
社会福祉法第2条第4項の誤解

- (2) 法律の枠内のことしかししない社会福祉法人

5 済生会は、これらの問題の解決に立ち向かっていく

全国的、組織的には日本の社会政策史では初めての試み

「社会の最終ラインを守る」

済生会は、他の医療機関や福祉施設にない突出した特徴を持っている。

- (1) 明治天皇が111年前に医療が受けられない生活困窮者に対する支援を行うために設立
現在は総裁に秋篠宮殿下を推戴
精神的源流は、聖徳太子が593年に設立した悲田院、施薬院、療病院
- (2) 社会福祉法人として最大。世界でも民間非営利で医療と福祉の両者のサービスを行っている団体では最大
病院、老人福祉施設など施設数 約400

6 ヨーロッパの状況

- (1) 社会的排除問題が最大の政治課題
平成12年1月 訪英で知る。
貧困者 障害者 外国人 若年失業者 薬物依存 ホームレスなど
ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の理念の登場
フランス、イギリス、ドイツ、EU
- (2) 平成12年12月「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方検討会」報告書
ソーシャルインクルージョンの日本での必要性を訴える。
刑務所出所者も明示

日本では広がらなかった。
一個人として活動へ
釜ヶ崎でのまちづくり事業

(3) 今日では拡大へ

SDGs

東京オリンピック・パラリンピックの基本理念

平成30年12月 国立市ソーシャルインクルージョンを推進するための
条例を制定

佐藤前市長の熱意 永見現市長の行動力

令和2年7月 済生会ソーシャルインクルージョン推進計画策定
2000事業を推進

令和3年12月 「ジャパンSDGsアワード」内閣官房長官賞

令和4年4月 神奈川県人権施策推進指針、墨田区人権啓発基本計
画の改定

ソーシャルインクルージョンを基本に

令和5年1月 岸田総理施政方針演説 「包摂社会の実現」

しかし、令和4年10月国連障害者人権委員会から勧告
日本はインクルーシブ社会の早急な実現を
就労、教育等多数の分野

7 ソーシャルインクルージョンを具体化させるには

(1) 社会的啓発だけでなく、具体的な事業が必要

仕事、教育、余暇活動 など

社会的排除・孤立 ⇔ 就労、教育等の機会の喪失 ⇔ 貧困

(2) 多数の主体の参画が必要

行政、企業、団体等

(3) 仕事が重要

仕事の意義

人間としての尊厳、経済的自立、心身の健康、人とのつながり

社会的企業の必要性

公的職場

一般企業（刑務所出所者への協力雇用主も）

第3の職場として

→ 社会的企業

社会的な使命とビジネス的な手法

住民参加 → 社会のつながり

8 その一つとしてソーシャルファームの有効性

(1) ヨーロッパの状況

① 1970年代北イタリア、トリエステで生まれる。

精神病院の入院患者

ドイツ、ギリシャ、イギリス、スウェーデン等へ

イギリス

「ブリストル・トゲザー」

刑務所出所者、ホームレスに中古住宅の修繕販売

ロンドン「バイクワークス」

刑務所出所者、障害者に中古自転車の修理販売

フランス 「ジャルダン」

3,000人以上の刑務所出所者に農業の就労の提供

日本と交流

② ヨーロッパに1万社以上の存在

韓国には3,000社の社会的企業が設立

(2) 平成20年 ソーシャルファームジャパンを設立

日本に2千社のソーシャルファーム設立を全国に呼び掛ける。

① 対象者

刑務所出所者、障害者、高齢者、難病患者、ニート、引きこも

りなど通常の労働市場では仕事が見つからない者

- ② 生活訓練、社会適応訓練、職業訓練機能も
- ③ 今年4月 北九州市国際会議場で「第9回ソーシャルファームジャパンサミット」を開催

(3) 具体例

- ① 北海道新得町「共働学舎」のチーズ製造
刑務所出所者、障害者等70名が共同生活
トップブランドのチーズ 年商2億円
- ② 大阪市「緑の風西川」の鞆の製造
北海道のエゾシカの皮の活用
「マタギプロジェクト」として
- ③ 栃木県小山市の「パステル」の桑プロジェクト
クッキー、パン、お茶など 知的障害者を対象に
平成28年9月から養蚕業
- ④ 埼玉県飯能市の「たんぽぽ」による自然農法等による野菜栽培
耕作放棄地の活用 引きこもりの若者
- ⑤ 東京都多摩市の「多摩草むらの会」によるレストラン、シイタケ、
パソコン教室など
500名の精神障害者の就労

(4) 政治の取り組み

28年9月、小池百合子都知事都議会での最初の所信表明でソーシャルファームの推進を表明
令和元年12月 条例成立
令和3年3月 認証ソーシャルファーム事業所発足

9 結びとして

内外とも厳しい「分裂・分断の社会」に入った。
刑務所出所者の社会の壁はより厳しくなる。
「インクルーシブ社会へ」

令和5年10月31日

検察庁での再犯防止の取組

山口地方検察庁
検事 塩野 正樹

1. はじめに

- ・検察庁は、刑事事件の捜査から刑の執行までに関与
- ・検察官は、再犯防止や罪を犯した者の更生の視点を持って捜査を行い、起訴・不起訴の判断をする
- ・検察官は、不起訴処分となった者や、執行猶予が見込まれる者に対しても、同じ要因で再犯をしないように、再犯防止に取り組む必要がある
- ・再犯のおそれ大きい者に対しては、保護観察所、地方自治体、病院等の関係機関と連携して、再犯防止に取り組んでいる

2. 支援対象者

主として

- ① 起訴を猶予された者
- ② 執行猶予判決を受けた者
- ③ 罰金・科料の刑を受けた者

のうち、生活困窮者のほか、高齢、身体障害、知的障害、精神障害などにより福祉的支援・医療的支援を必要とする者

※主な支援対象者は、住居不定の者、精神障害の影響により犯行に及んだ者

3

3. 主な支援策

- (1) 住居の確保を要する者:例 住居不定の者
 - ・更生保護施設、自立準備ホームへの入所
 - ・福祉事務所を通じて自立支援センターに入所
 - ・福祉事務所において生活保護を支給した上で更生施設、無料低額宿泊所又はNPO法人等が運営する宿泊施設等の住居を提供
 - (2) 障害者:例 精神障害者
 - ・精神科病院等の治療施設に入所させる
- ※対象者の同意に基づく場合や、強制力を伴う場合がある

4

3. 主な支援策

(3) 経済的困窮者

- ・福祉事務所において生活保護の支給
- ・帰住先までの交通費が必要であれば帰住旅費を支給

※注意点

- ・これまで挙げた支援策は、基本的には、対象者の同意がないと実施することができない
- 事前に検察官が対象者の意向を確認し、同意書を作成した上で支援を行うことが多い

5

4. その他の施策

(1) 家庭内暴力事件の被疑者、被害者に対する支援

- ・児童相談所等への情報提供、連絡調整の実施
- ・役所、警察等への被害者支援依頼の連絡調整
- ※警察ではDV配偶者との接近を禁止する命令の手続きができる

(2) 医療審判

- ・精神障害が原因で殺人等の重大事件を起こした者が病気の治療をしながら社会に復帰するための制度

6

ご静聴ありがとうございました



7

山口刑務所における 再犯防止の取組について



山口刑務所
首席矯正処遇官（企画担当） 小田 友和

山口県内の刑事施設



山口刑務所施設全景（昭和54年着工～平成6年3月完成）



受刑者の特徴

26歳以上かつ執行刑期10年未満の犯罪傾向の進んでいない男子（A指標）

※ただし、当所は総合訓練施設であるため、職業訓練受講者として、犯罪傾向の進んだ者（B指標）や長期刑（L指標）の者も収容している。



就勞支援

福祉的支援

職業訓練

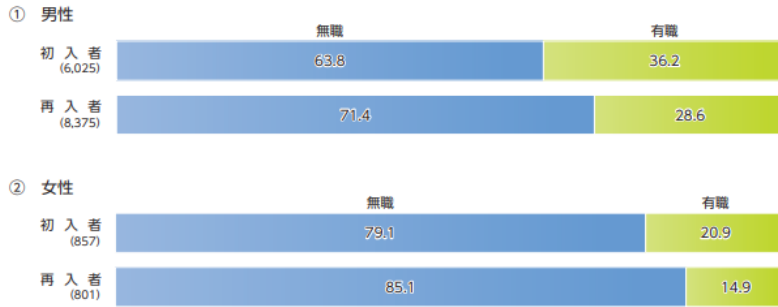


就勞支援



入所受刑者の就労状況別構成比

(令和3年)



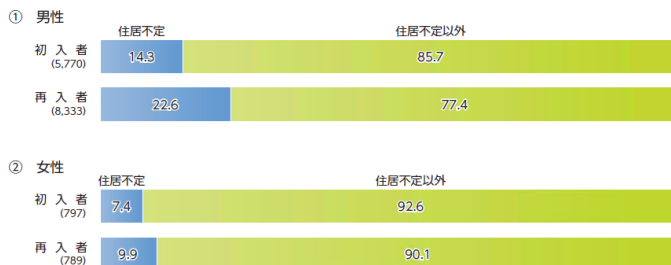
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
 5 () 内は、実人員である。



5-2-3-5図は、令和3年における入所受刑者の居住状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。

5-2-3-5図 入所受刑者の居住状況別構成比 (男女別、初入者・再入者別)

(令和3年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の居住状況による。
 3 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。





受刑者の就労支援の状況

令和5年10月13日現在

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援対象者数	23	17	13	28	17
重点支援対象者数	8	5	3	8	2
在所中内定者数	8	7	5	10	6

【就労フォーラム実施状況】

平成30年度 山口県職業能力開発促進センター・済生会山口地域ケアセンター
 令和元年度 ハローワーク山口・株式会社ガンマプロジェクト（協力雇用主）
 ※令和2年度、3年度、4年度はコロナ感染症対策のため未実施

【合同就職面接会実施状況】

平成30年度 参加企業5社 参加受刑者 9名（うち内定者4名）
 令和元年度 参加企業5社 参加受刑者 11名（うち内定者6名）
 令和4年度 参加企業5社 参加受刑者 30名（うち内定者8名）
 令和5年度 参加企業4社 参加受刑者 20名 ※令和5年10月27日実施予定



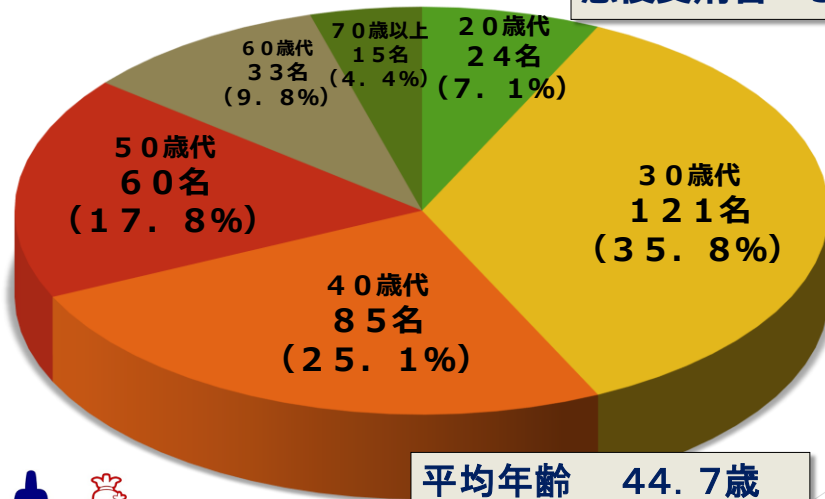
福祉的支援



受刑者の年齢別人員

令和5年9月30日現在

懲役受刑者 338名



平均年齢 44.7歳
最高年齢 89歳



精神・身体疾患等

令和5年9月30日現在

懲役受刑者 338名

精神疾患者 (精神医療上の配慮を要する者)	76名 (22.5%)
身体疾患者 (身体医療上の配慮を要する者)	140名 (41.4%)
精神疾患及び身体疾患の重複者	44名 (13.0%)



職業訓練



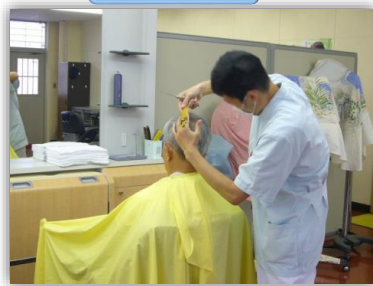
山口刑務所職業訓練計画（令和5年度）

種目	期間	年間回数	1回の定員	総定員
溶接科	6月	2回	5名	10名
フォークリフト運転科	3月	4回	7名	28名
建築科	1年	1回	6名	6名
内装施工科	1年	1回	6名	6名
生産技術取得訓練（窯業）	6月	2回	2名	4名
理容科	2年	1回	10名	10名
情報処理技術科	6月	2回	10名	20名
ビル設備管理科	6月	2回	10名	20名
ビルハウスクリーニング科	8月	1回	10名	10名
介護福祉科実務研修	6月	1回	8名	8名
ビジネススキル科	3月	4回	10名	40名
CAD技術科	6月	2回	10名	20名
12種目 合計12課程				182名

内装施工科



理容科



フォークリフト運転科



CAD技術科



情報処理技術科



介護福祉科



もちまき・飲食コーナーなど盛り沢山!

第28回 山口矯正展

11月11日(土) 9:00~16:00
11月12日(日) 9:00~15:00
キリンレモンスタジアム武道館 (特別車大ホール174-1)

ぷりずんぱんまろしゅ
11/11(土) 有線は午前と午後で入替目わり
県内外の名店(10店)が集結

防府

会場

11/11(土) ヒーローショーあり! 14:50~ 何かが起こる?

お問い合せ/山口刑務所(作業) TEL.083-922-1452 <http://www.e-capic.com> 入場/駐車場 無料



山口刑務所の刑務所作業製品



金属製品



萩焼



木工製品

ご清聴ありがとうございました。



更生保護における再犯防止推進と 地域による包摂を考える

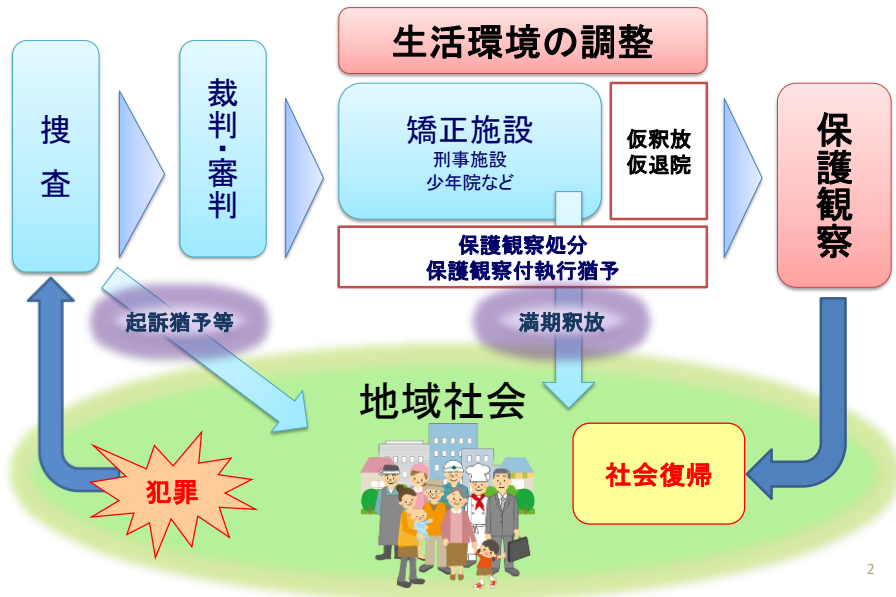


令和5年10月31日

山口保護観察所
企画調整課長 飯塚 華朋

1

犯罪・非行をした人は、
いずれは地域社会に戻ります。



2

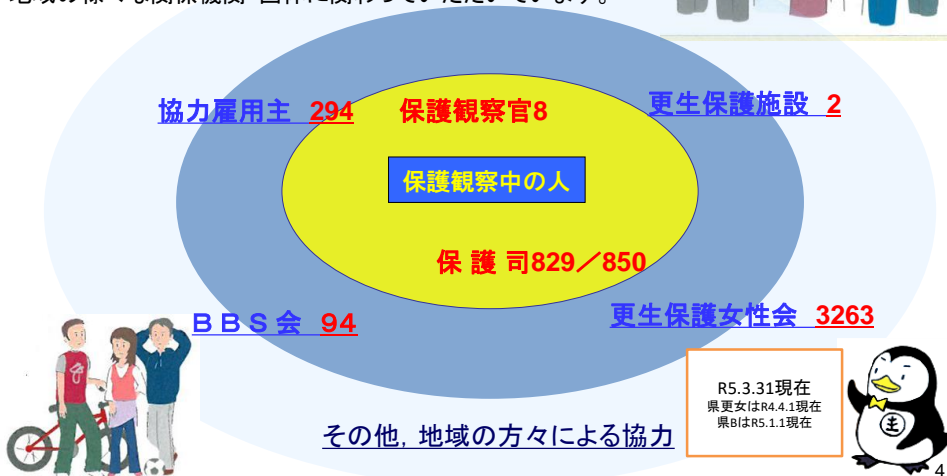
想像してみてください...

地域社会に帰ったとき
住むところもなく
仕事もなく
居場所もなかったら？
相談相手もいなかったら？

3

山口県の更生保護を支える人々

更生保護は、国家公務員の保護観察官と、
民間篤志家である保護司との協働により進められています。
そのほか、多くの更生保護ボランティア団体のほか、
地域の様々な関係機関・団体に関わっていただいています。



- ・刑法犯により検挙された者のうち再犯者率は1997年以降上昇を続け、増加傾向
- ・2020年は過去最高の49.1%
- ・2021年は48.6%と高止まり
(令和3、4年版犯罪白書より)

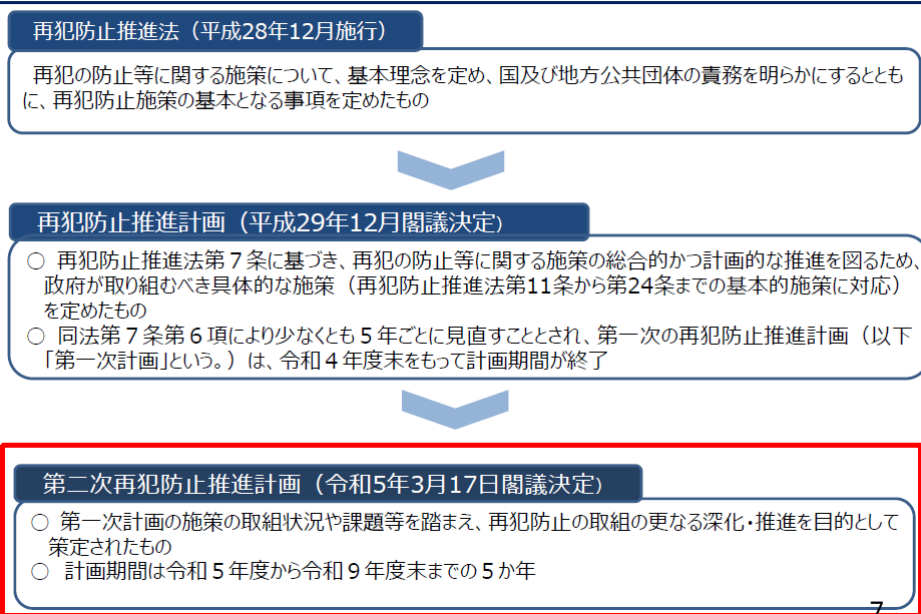
5

2 第二次再犯防止推進計画について

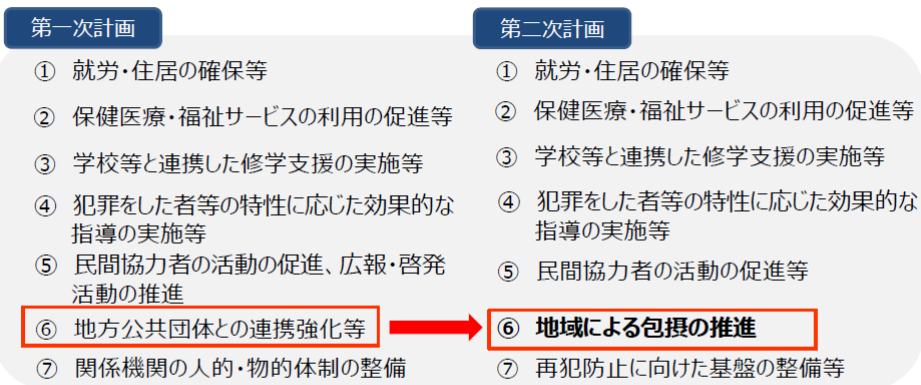
令和5年3月17日策定

6

1 法制定から第二次再犯防止推進計画策定までの流れ



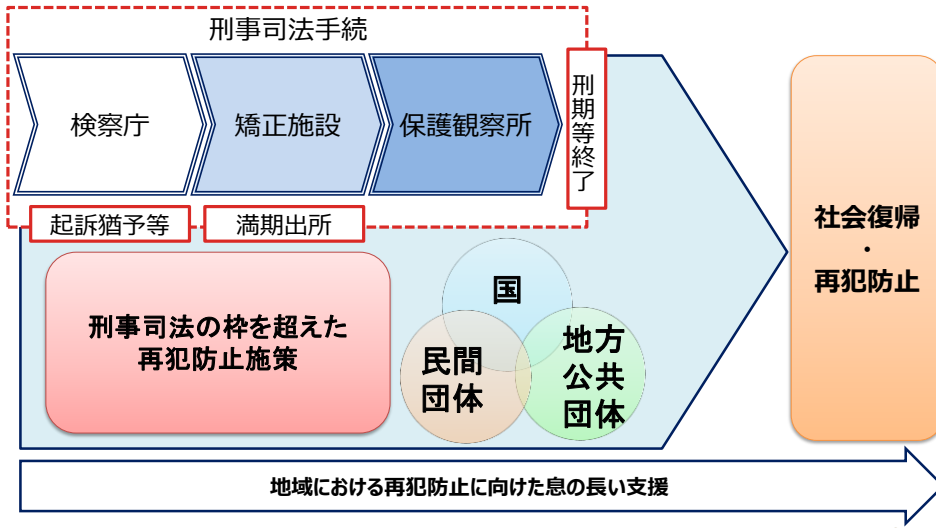
2 7つの重点課題



第二次計画における基本的な方向性

- 個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「**息の長い支援**」の実現
 - 支援の実効性を高めるための**相談拠点**及び地域の**支援連携（ネットワーク）拠点**の構築
 - 国と地方公共団体との役割分担を踏まえて**地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進**するとともに**国・地方公共団体・民間協力者の連携**を更に強固にすること
- 8

地域における再犯防止施策

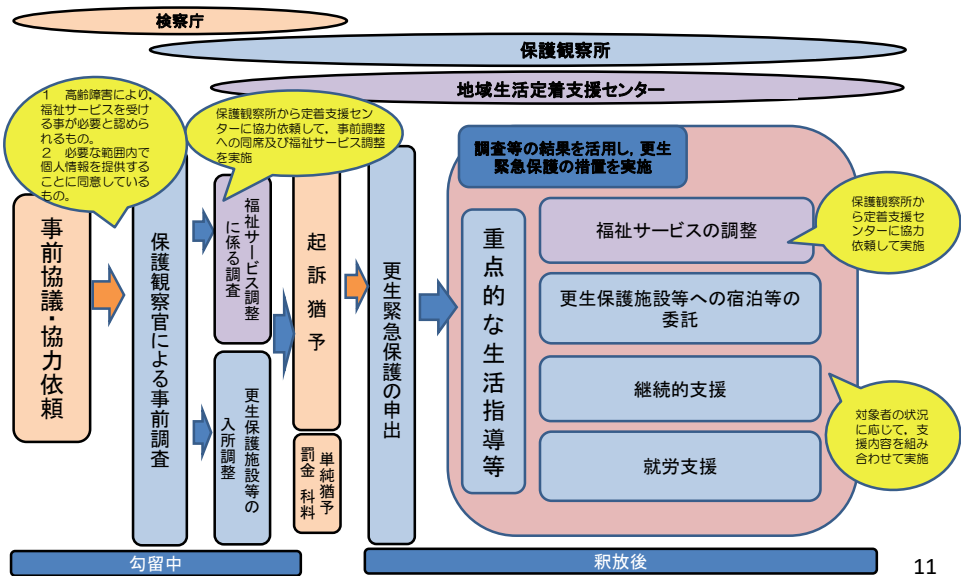


9

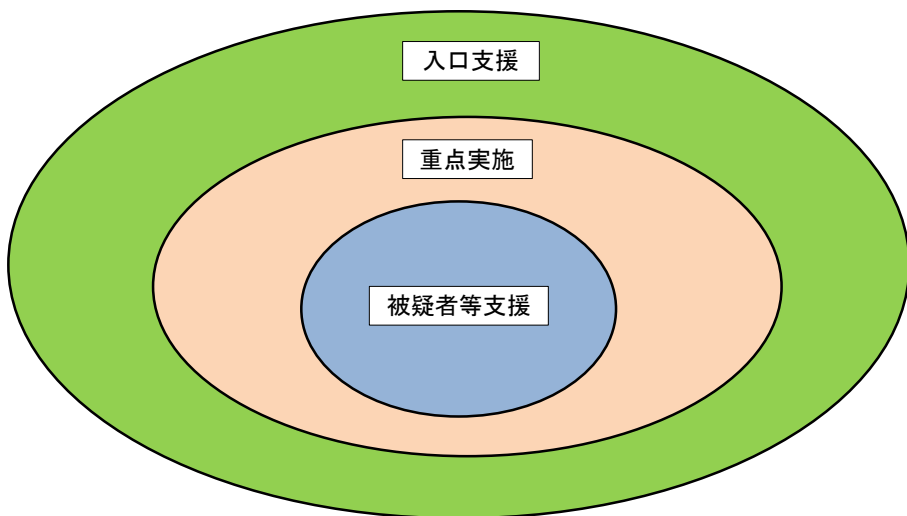
3 地方自治体や地域の民間団体 等と連携した再犯防止策の例 (入口支援)

10

検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る 更生緊急保護の重点実施等(入口支援)



入口支援の態様イメージ



4 「地域による包摂」を考える

13

ノーマライゼーションとは

もともとは社会福祉の用語であり、障害者や高齢者といった社会的な弱者に対して特別視せずに、誰もが社会の一員であるといった捉え方をするのがノーマライゼーションである。

(出典: ウィキペディア)

14

ソーシャルインクルージョン (社会的包摂)とは

社会的に弱い立場にある人々をも含め市民ひとりひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会(地域社会)の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。

(出典:ウィキペディア)

15

更生保護行政における組織理念 (使命)

私たちは、犯罪や他害行為をした人の再犯・再他害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして「誰一人取り残さない」共生社会の実現を目指します。

16

「誰一人取り残さない」
刑務所出所者等のソーシャル
インクルージョンは可能な
か？



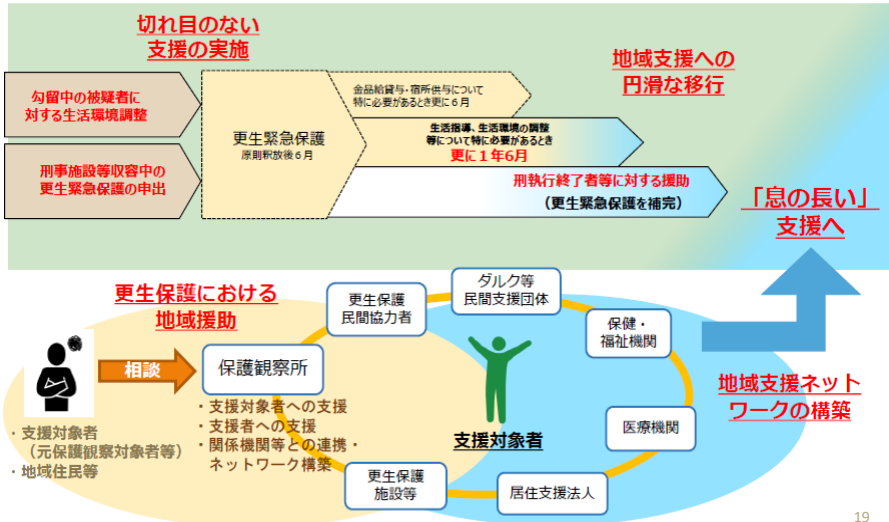
17

5 地域社会に貢献する更生保護 をめざして

18

刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正

【刑事手続の入口から出口・地域までのシームレスな支援の推進】



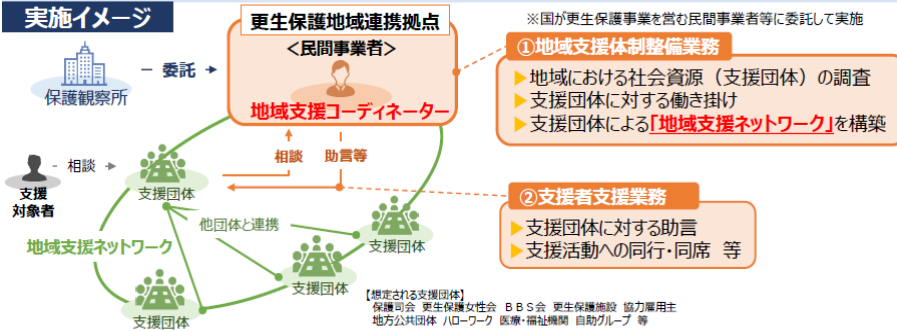
19

【参考】更生保護地域連携拠点事業

刑務所出所者等に対する「息の長い支援」を確保するため、「地域支援コーディネーター」を配置し、

- ① 地域支援体制整備業務（支援団体による地域支援ネットワークの構築等）
- ② 支援者支援業務（支援団体からの支援活動に関する相談への対応等）

実施イメージ



期待される効果

刑務所出所者等に対する地域での支援体制を確保し、刑務所出所者等の安定した地域生活の維持を図ることで、安全・安心な社会の実現に寄与

※ 令和4年10月から旭川、さいたま及び福井保護観察所の3か所において実施

※ 支援対象者の要件は、過去に犯罪をした者及び非行のあった者のうち、地域社会において安定した生活を送る上で、福祉、医療、就労等に係る各種支援を必要としている者（現に保護観察に付されている者及び更生緊急保護が行われている者を除く。）

20

刑法等の一部改正法の施行を契機に

更生保護が変わります



「地域社会に貢献する」更生保護

21

御清聴ありがとうございました。

